

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例……………（施設運営指導課）	1
○北海道介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例……………（高齢者保健福祉課）	9
○北海道介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………（高齢者保健福祉課）	9
○北海道介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………（高齢者保健福祉課）	9
○北海道立児童福祉施設条例の一部を改正する条例（障がい者保健福祉課）	9
○北海道立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例……………（障がい者保健福祉課）	10
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例……………（障がい者保健福祉課）	10

条 例

北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第35号

北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第100号）の一部を次のように改正する。

「第9章 共同生活介護に関する基準

第1節 基本方針（第124条）	
第2節 人員に関する基準（第125条・第126条）	を「第9章 削
第3節 設備に関する基準（第127条）	
第4節 運営に関する基準（第128条―第141条）」	

「第15章 共

第1節 基本方針（第195条）		第1節
第2節 人員に関する基準（第196条・第197条）	を	第2節
第3節 設備に関する基準（第198条）		第3節
第4節 運営に関する基準（第199条―第201条）」		第4節
		第5節
		第1款
		第2款
		第3款
		第4款

同生活援助に関する基準
基本方針（第195条）
人員に関する基準（第196条・第197条）
設備に関する基準（第198条）
運営に関する基準（第198条の2―第201条）
外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営の趣旨及び基本方針（第201条の2・第201条の3）
人員に関する基準（第201条の4・第201条の5）
設備に関する基準（第201条の6）
運営に関する基準（第201条の7―第201条の12）

に、「第17章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例
営に関する基準

」

(第204条・第205条)」を「第17章 削除」に改める。

第4条第1項中「第9章」を「第10章」に改める。

第5条第2項中「重度の肢体不自由者」の次に「又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者」を加え、「常時介護を要する障害者」を「、常時介護を要するもの」に改める。

第6条第1項中「者（以下この章）の次に「、第201条の2及び第201条の10」を加える。

第80条第1項第2号ア中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

第100条第1項第2号中「第125条第1項に規定する指定共同生活介護事業所、」を削り、「又は第196条第1項」を「、第196条第1項」に改め、「指定共同生活援助事業所」の次に「又は第201条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、「指定共同生活介護事業所等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め、同条第2項第2号中「指定共同生活介護事業所等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改める。

第109条第2号中「第125条第1項に規定する指定共同生活介護事業所又は」を削り、「指定共同生活援助事業所」の次に「又は第201条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、「共同生活住居」を「共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）」に改める。

第114条第1項中「及び第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業者」を削る。

第119条第3項中「共同生活介護」を「共同生活援助」に改める。

第9章を次のように改める。

第9章 削除

第124条から第141条まで 削除

第157条の次に次の1条を加える。

(利用者負担額に係る管理)

第157条の2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

第159条中「第23条、」、「第131条第1項、」、「第23条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第171条において準用する基準省令第22条の厚生労働大臣が定める者を除く。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と」及び「、第131条第1項中「入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く」とあるのは「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第171条において準用する基準省令第144条第1項の厚生労働大臣が定める者に限る」と」を削る。

第172条中「第23条、」を削り、「第131条第1項、第146条及び第147条」を「第146条、第147条及び第157条の2」に改め、「、第23条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第184条において準用する基準省令第22条の厚生労働大臣が定める者を除く。）の」と、「当該支給決定障害者等」とある

のは「当該支給決定障害者」とを削り、「第131条第1項中「入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く」を「第157条の2第1項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る」に、「第144条第1項」を「第170条の2第1項」に改め、「に限る」の次に「と、同条第2項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「基準省令第184条において準用する基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く」を加える。

第195条中「相談」の次に「、入浴、排せつ又は食事の介護」を加える。

第196条第1項第1号中「10」を「6」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、規則で定める数

第197条を次のように改める。

(管理者)

第197条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

第198条を次のように改める。

第198条 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族若しくは地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（附則第3項において「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居（サテライト型住居を除く。以下この項及び第4項から第6項までにおいて同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は、4人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（知事が特に必要があると認めるときは、30人）以下とすることができる。

5 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下（当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。

6 共同生活住居は、1以上のユニットを有するとともに、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

7 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。

8 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

(1) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とする。ことができる。

(2) 一の居室の面積は、規則で定める基準によること。

9 サテライト型住居の基準は、次のとおりとする。

(1) 入居定員を1人とする。

(2) 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。

(3) 居室の面積は、規則で定める基準によること。

第199条の見出しを「(介護及び家事等)」に改め、同条第2項中「による」の次に「介護又は」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

第15章第4節中第199条の前に次の5条を加える。

(入退居)

第198条の2 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境及び援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)

第198条の3 指定共同生活援助事業者は、入居者の入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(次項において「受給者証記載事項」という。)を、利用者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第198条の4 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供したときは、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供したときは、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定共同生活援助事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、食料費その他の規則で定める費用の額の支払を支給決定障害者から受けることができる。

4 指定共同生活援助事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(指定共同生活援助の取扱方針)

第198条の5 指定共同生活援助事業者は、第201条において準用する第60条に規定する共同生活援助計画(以下「共同生活援助計画」という。)に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービス管理責任者の責務)

第198条の6 サービス管理責任者は、第201条において準用する第60条に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。

第199条の次に次の2条を加える。

(社会生活上の便宜の供与等)

第199条の2 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所その他規則で定める事業所との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第199条の3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 入居に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他運営に関する重要事項

第200条第3項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

第200条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該他の事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

第200条の次に次の3条を加える。

(支援体制の確保)

第200条の2 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第200条の3 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第200条の4 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第201条中「、第128条から第133条まで、第135条、第136条及び第138条から第140条まで」を「及び第157条の2」に、「第201条において準用する第136条」を「第199条の3」に、「第201条において準用する第130条第1項」を「第198条の4第1項」に、「第201条において準用する第130条第2項」を「第198条の4第2項」に、「第201条において準用する第140条第1項」を「第200条の4第1項」に、「第132条第1項及び第133条中「第141条」とあるのは「第201条」と、第135条第1項中「指定生活介護事業所その他規則で定める事業所」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」を「第157条の2第1項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同条第2項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る」に改める。

第15章に次の1節を加える。

第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第201条の2 前各節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画の作成、相談その他の日常生活上の援助（第201条の4第1項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」

という。)をいう。以下同じ。)の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第201条の3 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第201条の4 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者(以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。)に置くべき基本サービスを提供する従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

(2) サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、1以上で、利用者の数に応じて規則で定める数

2 前項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

3 前2項に定めるもののほか、前2項の規定による基準の特例その他の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(準用)

第201条の5 第197条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

第201条の6 第198条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業に

ついて準用する。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第201条の7 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第201条の9に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所(以下「受託居宅介護サービス事業所」という。)の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(受託居宅介護サービスの提供)

第201条の8 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(運営規程)

第201条の9 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

- (3) 入居定員
- (4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地
- (6) 入居に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項
(受託居宅介護サービス事業者への委託)

第201条の10 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

- 2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。
- 3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定居宅介護とする。
- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
- 5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に対し、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。
- 6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
(勤務体制の確保等)

第201条の11 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 前項の従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。
- 3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業員によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。
- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
(準用)

第201条の12 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の6まで、第199条、第199条の2及び第200条の2から第200条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の12において準用する第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の12において準用する第198条の4第2項」と、第60条及び第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の12において準用する第55条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の12において準用する第90条」と、同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第201条の12において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第201条の12」と、第94条中「運営規程」とあるのは「第201条の9に規定する運営規程」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の12において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同条第2項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは

「入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る」と、第199条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第17章を次のように改める。

第17章 削除

第204条及び第205条 削除

附則第2項の前の見出し中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に改め、同項中「により指定共同生活介護の事業等」を「により指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活援助の事業等」という。）」に、「第127条第1項（第198条）を「第198条第1項（第201条の6）」に、「当該共同生活介護」を「当該共同生活援助」に、「において指定共同生活介護」を「において指定共同生活援助」に、「においても指定共同生活介護」を「においても指定共同生活援助」に改める。

附則第3項中「指定共同生活援助事業者（）」を「指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（附則第7項において「指定共同生活援助事業者等」といい、）」に、「第127条第1項（第198条）を「第198条第1項（第201条の6）」に、「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に改める。

附則第4項の前の見出し中「経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所」を「経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所」に改め、同項中「指定共同生活介護の」を「指定共同生活援助の」に、「経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所」を「経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所」に、「第125条第1項第2号」を「第196条第1項第2号」に改める。

附則第5項中「経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所」を「経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所」に、「指定共同生活介護の」を「指定共同生活援助の」に、「第141条」を「第201条」に、「第134条第3項」を「第199条第3項」に改める。

附則第6項中「経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所」を「経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所」に、「第141条」を「第201条」に、「第133条」を「第198条の6」に改める。

附則第7項から第10項までを削る。

附則第11項の見出しを削り、同項中「指定共同生活援助事業者」を「指定共同生活援助事業者等」に、「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「第127条第6項及び第7項」を「第198条第7項及び第8項」に、「第198条」を「第201条の6」に改め、同項を附則第7項とし、同項の前に見出しとして「（指定共同生活援助事業所に関する経過措置）」を付する。

附則第12項の前の見出しを削り、同項中「第134条第3項」を「第199条第3項」に、「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第40号）」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）」に、「第2条第4号」を「第1条第5号」に、「同条第5号」を「同条第6号」に、「同条第6号」を「同条第7号」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第13項中「第134条第3項」を「第199条第3項」に、「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「第2条第4号」を「第1条第5号」に、「同条第5号」を「同条第6号」に、「同条第6号」を「同条第7号」に改め、同項を附則第9項とし、附則第14項を附則第10項とし、附則第15項を附則第11項とする。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。
（経過措置）
- この条例の施行の際現にこの条例による改正前の北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧条例」という。）第124条に規定する指定共同生活介護の事業を行っている事業所並びに旧条例第204条に規定する指定共同生活介護の事業等を行っている一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所については、この条例による改正後の北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第195条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。
- この条例の施行の際現に旧条例第195条に規定する指定共同生活援助の事業を行っている事業所（次項において「旧指定共同生活援助事業所」という。）

は、新条例第201条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所（附則第5項において「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）とみなす。

4 この条例の施行の日において現に存する旧指定共同生活援助事業所について、新条例第201条の4の規定を適用する場合には、当分の間、同条第1項第1号中「6」とあるのは、「10」とする。

5 附則第3項の規定により外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについて、新条例第201条の10第4項の規定を適用する場合には、この条例の施行後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業の」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供の」とする。

北海道介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第36号

北海道介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例

北海道介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等に関する条例（平成11年北海道条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（合議体を構成する委員の定数）

第2条 法第189条第3項の規定による同条第2項の合議体を構成する委員の定数は、3人とする。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北海道介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第37号

北海道介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
北海道介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例（平成21年北海道条例第79号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成26年12月31日」を「平成27年12月31日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第38号

北海道介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
北海道介護職員処遇改善等臨時特例基金条例（平成21年北海道条例第80号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成26年12月31日」を「平成27年12月31日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道立児童福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第39号

北海道立児童福祉施設条例の一部を改正する条例
北海道立児童福祉施設条例（昭和36年北海道条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北海道立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成26年3月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第40号

北海道立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例

北海道立精神保健福祉センター条例（昭和43年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第41号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

（北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第1条 北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第104号）の一部を次のように改正する。

第50条第1項中「第5条第17項」を「第5条第16項」に改める。

（北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第105号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「自閉症児」を「自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童（以下「自閉症児」という。）」に改める。

第47条第1項中「第5条第17項」を「第5条第16項」に改める。

第54条第2項第1号中「自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童（第

57条において「自閉症児」という。）を「自閉症児」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。